

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条	感染症指定医療機関に対する診療報酬支払の差止め	指導予防課

感染症指定医療機関が正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をした場合は、診療報酬の支払を差し止めることができる。

その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

感染症指定医療機関が正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をした場合

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。